

令和4年第3回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件 名	ページ 番 号
議案第74号	令和3年度三豊市一般会計歳入歳出決算認定について	3
議案第75号	令和3年度三豊市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	4
議案第76号	令和3年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第77号	令和3年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第78号	令和3年度三豊市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	7
議案第79号	令和3年度三豊市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	8
議案第80号	令和3年度三豊市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	9
議案第81号	令和3年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について	10
議案第82号	令和3年度三豊市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	11
議案第83号	令和3年度三豊市病院事業会計決算認定について	12
議案第84号	令和4年度三豊市一般会計補正予算(第5号)	13
議案第85号	令和4年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	14
議案第86号	令和4年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)	15
議案第87号	令和4年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	16
議案第88号	令和4年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	17
議案第89号	令和4年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)	18
議案第90号	令和4年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	19
議案第91号	令和4年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	20

議案番号	件 名	ページ 番 号
議案第92号	令和4年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	21
議案第93号	令和4年度三豊市病院事業会計補正予算(第1号)	22
議案第94号	三豊市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	23
議案第95号	三豊市新公立病院改革プラン検討委員会設置条例の一部改正について	28
議案第96号	工事請負契約の締結について	30
議案第97号	財産の取得について	31

議案第 74 号

令和 3 年度三豊市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度三豊市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 75 号

令和 3 年度三豊市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度三豊市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 76 号

令和 3 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 77 号

令和 3 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 78 号

令和 3 年度三豊市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度三豊市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 79 号

令和 3 年度三豊市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度三豊市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 80 号

令和 3 年度三豊市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度三豊市集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第81号

令和3年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第82号

令和3年度三豊市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度三豊市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第83号

令和3年度三豊市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度三豊市病院事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第84号

令和4年度三豊市一般会計補正予算（第5号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度三豊市一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

令和4年9月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 85 号

令和 4 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 8 6 号

令和 4 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第 8 7 号

令和 4 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第88号

令和4年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和4年9月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第89号

令和4年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年9月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第90号

令和4年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和4年9月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第91号

令和4年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年9月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第92号

令和4年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度三豊市国道用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年9月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第93号

令和4年度三豊市病院事業会計補正予算（第1号）

令和4年度三豊市病院事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年9月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第94号

三豊市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

三豊市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月2日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

三豊市職員の育児休業等に関する条例（平成18年三豊市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する」を削り、「以下同じ。」の次に「であって、次のいずれかに該当するもの」を加え、同号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「という。」の次に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「、2歳」を「当該子が2歳」に、「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者と同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第2条第4号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該

当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達する

までの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）とする。

第8条の3第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第9条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第13条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第13条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第14条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようとするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第8条の3（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第95号

三豊市新公立病院改革プラン検討委員会設置条例の一部改正について

三豊市新公立病院改革プラン検討委員会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月2日提出

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第 号

三豊市新公立病院改革プラン検討委員会設置条例の一部を改正する条例

三豊市新公立病院改革プラン検討委員会設置条例（平成28年三豊市条例第8号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三豊市公立病院経営強化プラン検討委員会設置条例

第1条中「三豊市新公立病院改革プラン検討委員会」を「三豊市公立病院経営強化プラン検討委員会」に改める。

第2条第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 市立病院の役割及び機能の最適化並びに地域の医療機関との連携の強化に
関すること。
- (2) 市立病院の医師、看護師等の確保及び働き方改革に関するここと。
- (3) 市立病院の経営形態の見直しに関するここと。
- (4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの市立病院の取組に関するこ
と。

第2条第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 市立病院の施設及び設備の最適化に関するここと。
- (6) 市立病院の経営の効率化等に関するここと。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改
正）

2 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成1
8年三豊市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表中「新公立病院改革プラン検討委員会委員」を「公立病院経営強化プラン
検討委員会委員」に改める。

議案第96号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1 契約の目的	令和4年度 三野町防災コミュニティセンター複合施設 (仮称) 新築工事
2 工事の場所	三豊市三野町大見地内
3 契約の方法	一般競争入札
4 契約の金額	213,840,000円
5 契約の相手方	香川県三豊市詫間町詫間538番地1 株式会社 神詫組 代表取締役 詫間 正章

令和4年9月2日提出

三豊市長 山下 昭史

議案第97号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1 財産の種類 | 動産 |
| 2 取得する財産 | 空気除菌器 |
| 3 数量 | 294台 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 取得価格 | 51,744,000円 |
| 6 契約の相手方 | 香川県観音寺市出作町256番地
株式会社大和商會
代表取締役 川崎 正幸 |

令和4年9月2日提出

三豊市長 山下 昭史